

し、必要に応じ対策を検討します。

- ・全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラー等の協力体制を整えます。

(1) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進めます。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努めます。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たります。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事を中心に、担任、養護教諭、特別支援担当、スクールカウンセラー等が、それぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図ります。

(2) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の職員研修に加え、必要に応じて適宜職員研修を行い、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるように校内研修を充実します。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行います。

(3) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行います。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童が自らの行為を十分に反省する指導を大切にします。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にします。

(4) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、教育委員会や民生児童委員、子ども相談センター、警察、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努めます。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たります。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置